

KAMA ちゃんの「廃棄物ひとくちコラム」

不適正処理事件その後（第2回）

チヨダウーテ四日市工場における廃石膏ボード埋立事件

前回に続いて、過去に情報提供させていただいた不適正処理事件に関する続報です。今回は、昨年8月号で取り上げた廃石膏ボードの自社敷地内への埋立行為についてです。

事件発覚の端緒は、昨年4月下旬頃、チヨダウーテ四日市工場の周辺に住む住民から「異臭がする」と県に情報が寄せられ、調査を行ったところ、同工場周辺の水路で硫化水素が測定されたほか、工場の敷地内で大量の石膏ボードの廃材が埋められているのが確認されたことでした。

発覚後、同社は三重県の指導のもと、環境コンサルティング会社と連携して、特別調査委員会を設置して、埋立に至った経緯について調査し、11月22日付けでその結果を公表しました。

(<https://www.chiyoda-ute.co.jp/common/pdf/news/PressRelease20241122.pdf>参照)

その報告書の要点は

- 1 埋立量（報告では、埋立ではなく「埋設」と表現しています）は、概算で10,795立米
- 2 埋立物は、同社千葉工場で発生した不適合品
- 3 埋立時期は、2003年から2004年にかけて
- 4 本行為について、取締役会に上程・審議されたことはない
- 5 環境影響を取り除くべく、悪臭発生防止措置は、実行済みというものでした。

この報告が正確であると仮定して、廃棄物処理法の観点からコメントしてみたいと思います。

- 1 埋立てられていた石膏ボードは自社物であって、他者から受託したものではないとしていますので、廃棄物処理法第14条第6項で規定する無許可処分業には該当しません。
- 2 地中に埋立処分された廃石膏ボードから悪臭が発生し、周辺環境に悪影響を与えていることは、廃棄物の飛散流出や悪臭発生がない処分方法を規定した法第12条第1項に定める「産業廃棄物処理基準」に違反しています。
- 3 埋立時期は、2003年～2004年としています。1997年の法律改正により、面積要件

が撤廃されましたので、埋立行為を行う全ての場所について、最終処分場の設置許可が必要となりました。従って、本件は、法第15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設の無許可設置に該当します。

4 法第16条に規定する不法投棄に該当すると判断します。法第16条は「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と短く規定しており、一般的には原野等に無断で捨てる行為を指しています。しかし、近年はこの「みだり性」の判断が拡大傾向にあり、法の解説によれば「社会通念上、許されない行為」全般を指すとされています。つまり、前項、設置許可手続きを経ずに無許可埋立した行為は、みだり性があり不法投棄に該当すると解釈されます。（適用事例：本コラム2019年3月号）

5 当該行為については役員・法人が承知・了解したのではなく、担当者の判断で行われたものであり、会社ぐるみではないと釈明しています。

以上の情報・判断をもとに今後の展開を推測してみたいと思います。

1 刑事事件としての立件

違反行為は、2003年～2004年に行われたとしていますので、20年以上が経過しています。行為自体は、法15条第1項及び第16条違反に該当し、個人に対しては5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金（若しくはその併科）に、法人は3億円以下の罰金に処されますが、公訴時効が5年間となっていますので、行為者や法人に刑事罰を科すことはできないと考えます。

2 行政罰としての行政処分命令の発出

現状、廃石膏ボードが地中に残存するままになっていますので、将来的には、それからの悪臭発生のおそれがあります。違反行為によって処分された物ですから、こうしたリスクがある以上、全量撤去を指示する必要がありますと考えます。事件発覚以降、行政当局には真摯な対応をしてきた行為者ですので、行政指導によりそれが実現する期待はありますが、措置命令の発出によって、期限を定め撤去を確実なものとしていく方策も検討の余地があると考えます。

また、それ以上に注目されるのは、こうした法違反を根拠にチヨダウーテに産業廃棄物処理業許可の取消し等の不利益処分命令を発出するかという点です。法違反は、処理業許可業務の中で起こったものではありませんが、法の立付けは法人としての違反行為があったときは、発出可能となっており、行政処分指針（環境省通知）では、不法投棄等の重大違反については、取消し等の厳罰をもって対応すべきとしています。刑事罰と違って時効はありませんので、許可権者である三重県がどのような判断をするのかは大いに注目したいと思います。調査委員会報告要点4の会社ぐるみではない旨の表明は、これを回避したい気持ちの表れと推測します。